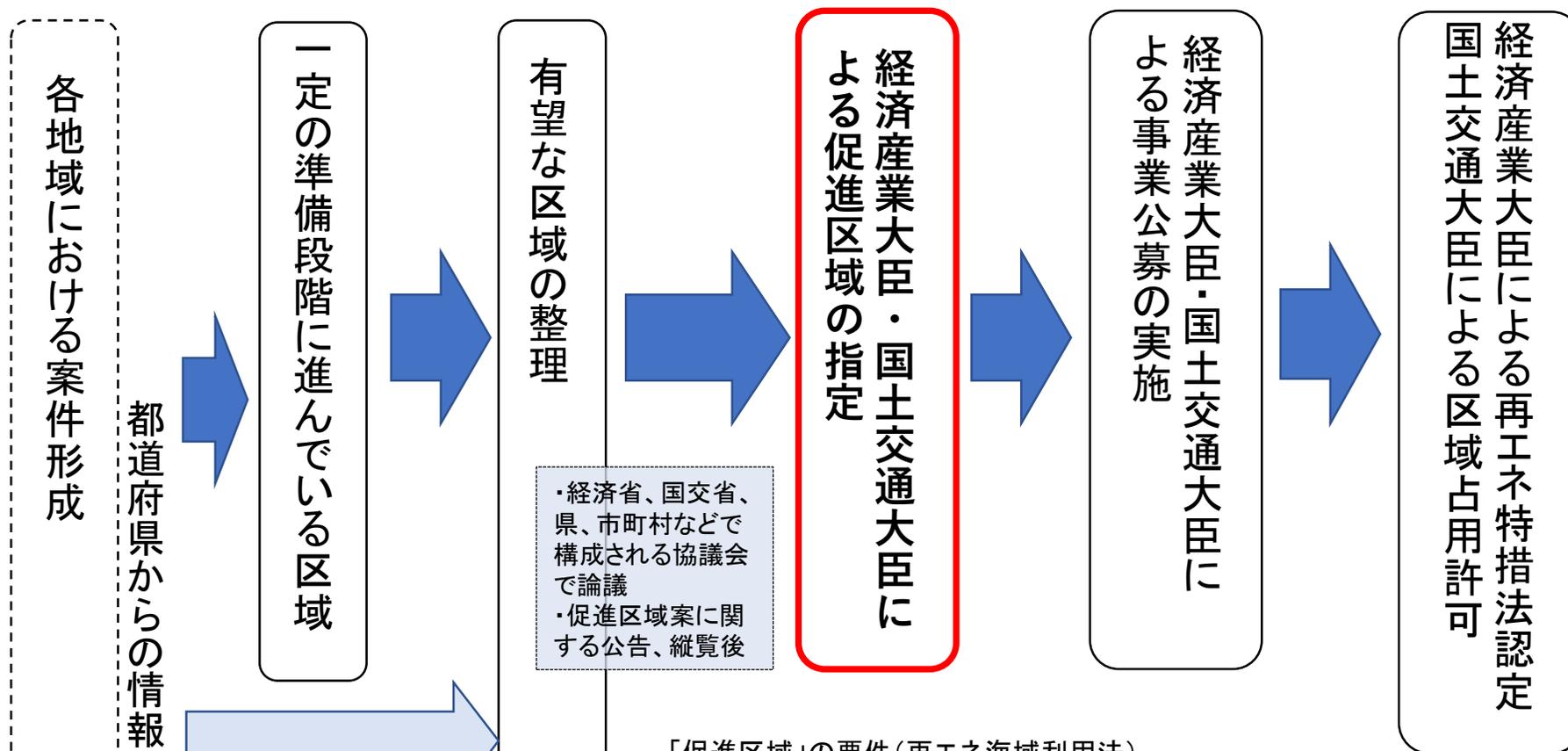


再エネ海域利用法に基づく区域指定のプロセス



「促進区域」の要件(再エネ海域利用法)

- ① 自然的条件が適当で発電設備出力が相当程度見込まれること
- ② 航路等へ支障を及ぼさないこと
- ③ 港湾との一体的な利用が可能であること
- ④ 系統の確保が適切に見込まれること
- ⑤ 漁業への支障を及ぼさないことが見込まれること
- ⑥ 他法令で指定された海域、水域(漁港区域や港湾区域、海岸保全区域等)と重複しないこと